

建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について 6. 恒常的な雇用関係の免除特例措置 (1) 緊急経済雇用対策として、当分の間、開札日の属する年度の長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿(格付表)に登載されている建設業者等に雇用されていた者で、倒産を事由に退職した者を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、2に定める雇用期間を経過する以前に当該退職者を主任(監理)技術者として配置する場合であって、別紙様式1「雇用期間確認免除申立書」の提出がなされたときは、2に定める当該工事の配置予定技術者の要件のうち恒常的な雇用関係は免除します。	建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について 6. 恒常的な雇用関係の免除特例措置 (1) 緊急経済雇用対策として、当分の間、開札日の属する年度の長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく入札参加資格名簿(格付表)に登載されている建設業者等に雇用されていた者で、倒産を事由に退職した者を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、2に定める雇用期間を経過する以前に当該退職者を主任(監理)技術者として配置する場合であって、別紙様式1「雇用期間確認免除申立書」の提出がなされたときは、2に定める当該工事の配置予定技術者の要件のうち恒常的な雇用関係は免除します。